

総社市告示第13号

総社市重症心身障がい児者等レスパイトサービス拡大促進事業補助金交付要綱（平成29年総社市告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>総社市<u>短期入所サービス</u>拡大促進事業補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>医療的ケア児者及び重症心身障がい児者等</u>（以下「<u>医療的ケア児等</u>」という。）<u>とその家族が市内で安心して生活できるよう、在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減のために実施される短期入所（レスパイトサービス）の整備及び充実並びに障がい者等の緊急時の受入体制の確保等を図るため、予算の範囲内において、短期入所事業所の設置者に対し補助金を交付することについて、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた</u></p>	<p>総社市<u>重症心身障がい児者等レスパイトサービス</u>拡大促進事業補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>重症心身障がい児者等</u>（<u>重症心身障がい児、重症心身障がい者、療養介護対象者及び遷延性意識障がい者等をいう。以下同じ。</u>）が市内で安心して生活できるよう、<u>レスパイトサービス（在宅で重症心身障がい児者等の介護を行う家族の負担軽減のために実施される短期入所をいう。）</u>の整備及び充実を図るため、予算の範囲内において、短期入所事業所の設置者に対し補助金を交付することについて、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p><u>めの法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項に規定する障害者又は障害児をいう。</u></p> <p><u>(2) 医療的ケア児者 人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい者等をいう。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 重症心身障がい児者等 重症心身障がい児、重症心身障がい者、療養介護対象者及び遷延性意識障がい者等をいう。</u></p> <p><u>(8) 短期入所事業所 法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行う法第29条第1項の規定による指定を受けた事業所をいう。</u></p> <p><u>(9) 医療型短期入所事業所 短期入所事業所のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院において短期入所を行う短期入所事業所をいう。</u></p> <p><u>(10) 略</u> （補助対象事業）</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山県内に所在する短期入所事業所の設置者が実施主体となり<u>行う次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業とする。</u></p> <p><u>(1) 医療的ケア児等の短期入所に係る補助事業 市内に居住する医療的ケア児等を受け入れて行う短期入所事業</u></p> <p><u>(2) 緊急の場合の短期入所に係る補助事業 市内に居住する障がい者等につき、その子育て又は介護を居宅において行う者の急病等により一時的に入所が必要となった場合に、当該障がい者等を要請を受けた当日又は翌日に緊急に受け入れて行う短期入所事業</u></p> <p>2 略 （補助金の算定方法）</p> <p>第4条 市長が交付する補助金の額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該</u></p>	<p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定を受けた同法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所をいう。</u></p> <p><u>(6) 医療型短期入所事業所 短期入所事業所のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設が実施するものをいう。</u></p> <p><u>(7) 略</u> （補助対象事業）</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山県内に所在する短期入所事業所の設置者が実施主体となり、<u>市内に居住する重症心身障がい児者等を受け入れて行う短期入所の事業とする。</u></p> <p>2 略 （補助金の額等）</p> <p>第4条 市長が交付する補助金の額は、<u>別表の短期入所事業所の区分に応じ、</u></p>

改正後	改正前
<p>各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>医療的ケア児等の短期入所に係る補助事業 別表第1の短期入所事業所の区分に応じ、補助基準額に利用日数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>緊急の場合の短期入所に係る補助事業 別表第2の補助基準額に利用回数を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項の規定による補助金の額の算出に当たっては、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 同一の年度における同一の対象者に係る利用日数及び利用回数の上限については、<u>別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p>(2) 市長は、同一の年度に同一の対象者が、短期入所事業所の区分にかかわらず、2以上の短期入所事業所を利用し、その利用日数又は利用回数の合計が<u>上限を超える場合は、補助金額算出に係る利用日数又は利用回数の合計が上限の範囲内となるよう、按分により割り振りを行うものとする。</u></p> <p>(実施事業者の承認等)</p> <p>第5条 補助事業を実施しようとするもの(以下「申請者」という。)は、総社市短期入所サービス拡大促進事業実施事業者承認申請書を市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定の上、総社市短期入所サービス拡大促進事業実施事業者承認(不承認)通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(中止又は廃止承認申請)</p> <p>第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、総社市短期入所サービス拡大促進事業中止(廃止)承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、総社市短期入所サービス拡大促進事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p><u>じ、補助基準額に利用日数を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>2 前項の規定による補助金の額の算出に当たっては、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 同一の年度における同一の重症心身障がい児者等に係る補助金については、<u>60日を利用日数の上限とする。</u></p> <p>(2) 市長は、同一の年度に同一の重症心身障がい児者等が、短期入所事業所の区分にかかわらず、2以上の短期入所事業所を利用し、その利用日数の合計が<u>60日を超える場合は、補助金額算出に係る利用日数の合計が60日以内となるよう、按分により利用日数の割り振りを行うものとする。</u></p> <p>(実施事業者の承認等)</p> <p>第5条 補助事業を実施しようとするもの(以下「申請者」という。)は、総社市重症心身障がい児者等レスパイトサービス実施事業者承認申請書を市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定の上、総社市重症心身障がい児者等レスパイトサービス実施事業者承認(不承認)通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(中止又は廃止承認申請)</p> <p>第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、総社市重症心身障がい児者等レスパイトサービス事業中止(廃止)承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、総社市重症心身障がい児者等レスパイトサービス補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正後				改正前			
(交付決定等) 第9条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定の上、総社市短期入所サービス拡大促進事業補助金交付（不交付）決定通知書兼補助金額確定通知書により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。				(交付決定等) 第9条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定の上、総社市重症心身障がい児者等レスパイトサービス補助金交付（不交付）決定通知書兼補助金額確定通知書により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。			
別表第1（第4条関係）				別表（第4条関係）			
短期入所事業所の区分	対象者	補助基準額	利用日数の上限	短期入所事業所の区分	補助基準額	利用日数	
医療型短期入所事業所	重症心身障がい児者等	12,000円（ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に短期入所事業所の指定を受けた事業所にあつては、当該指定の年度から5か年度の間は、18,000円とする。）	60日	医療型短期入所事業所	12,000円（ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に短期入所事業所の指定を受けた事業所にあつては、当該指定の年度から5か年度の間は、18,000円とする。）	総社市内に居住する重症心身障がい児者等による短期入所の利用日数	
福祉型短期入所事業所	重症心身障がい児者等	5,000円		福祉型短期入所事業所	5,000円		
	医療的ケア児者	7,000円					
	重症心身障がい児者等かつ医療的ケア児者である者	12,000円					
別表第2（第4条関係）							
短期入所事業所の区分	対象者	補助基準額	利用回数の上限				
医療型短期入所事業所	障がい者等	7,000円	6回				
福祉型短期入所事業所							

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。